

静岡県ふじのくに防災に関する知事認証認定要領

(目的)

第1条 切迫性が指摘されている南海トラフ地震等大規模災害発生時に、自らの判断で的確な行動をすることのできる知識及び技術を持ち、自主防災組織のリーダーとなる人材や、次世代の地域防災の担い手などを育成し、もって地域防災力の充実・強化を図るため、知事認証を設ける。

(認定)

第2条 静岡県ふじのくに防災マイスター（以下「ふじのくに防災マイスター」という。）とは、別表に掲げる国家資格またはこれに準ずる資格を有する者であって、かつ、防災に関する知識を有し、災害時にその知識及び技術を活用し、自らの判断で的確な行動ができる者をいい、県は、「静岡県地域防災力強化人材育成研修実施要領」で定める研修（以下「人材育成研修」という。）のうち、ふじのくに防災マイスター養成講座を修了した者に認定証（様式第1号）を交付する。

ただし、国立大学法人静岡大学が実施する研修のうち、県が実施するふじのくに防災マイスター養成講座と同等と認められる研修を修了し、かつ、静岡県地震防災センターの見学（体験、講話を含む）をした者は、本要領によりふじのくに防災マイスターとして認定したものとみなし、認定証（様式第1号）を交付する。

2 静岡県ふじのくに地域防災指導員（以下「ふじのくに地域防災指導員」という。）とは、別に定める「地域防災指導員関係事務取扱要領」により市町から地域防災指導員として選任された者であって、かつ、減災のため対策や災害図上訓練の指導ができる自主防災組織のリーダーとなる者をいい、県は、人材育成研修のうち、ふじのくに地域防災指導員養成講座を修了した者に認定証（様式第2号）を交付する。

ただし、市町が実施する地域防災指導員研修のうち、県が実施するふじのくに地域防災指導員養成講座と同等と認められる研修修了者は、本要領によりふじのくに地域防災指導員として認定したものとみなし、認定証（様式第2号）を交付する。

3 静岡県ふじのくに災害ボランティアコーディネーター（以下「ふじのくに災害ボランティアコーディネーター」という。）とは、災害時に被災地の人たちが求める支援に対し、ボランティア活動が効果的に行われるように調整できる者をいい、県は、人材育成研修のうち、ふじのくに災害ボランティアコーディネーター養成講座を修了した者に認定証（様式第3号）を交付する。

ただし、市町が実施する災害ボランティアコーディネーター養成に係る研修のうち、県等が実施する災害ボランティアコーディネーター養成と同等と

認められる研修修了者で希望する者は、本要領によりふじのくに災害ボランティアコーディネーターとして認定したものとみなし、認定証（様式第3号）を交付する。

4 静岡県ふじのくに防災士（以下「ふじのくに防災士」という。）とは、防災に関する専門的な知識を持ち、地域や事業所等で活躍する者をいい、県は、人材育成研修のうち、ふじのくに防災士養成講座を修了した者に認定証（様式第4号）を交付する。

5 静岡県ふじのくに防災フェロー（以下「ふじのくに防災フェロー」という。）とは、防災に関する高度な専門知識を持ち、特定の地域または複数災害に自主的・自発的に対応できる者をいい、県は、国立大学法人静岡大学から「防災フェロー研修」の修了者名簿の提出があった場合は、当該修了者を「ふじのくに防災フェロー」に認定し、認定証（様式第5号）を交付する。

（認証の有効期間）

第3条 静岡県ふじのくに防災に関する知事認証は、認定後、終生有効とする。ただし、ふじのくに地域防災指導員の有効期間については、市町が定める地域防災指導員の選任期間とする。

（認定証の再交付）

第4条 県は、認定証の交付を受けた者から紛失等による再交付の申出（様式第6号）があった場合は、認定証の再交付をするものとする。

（認定者名簿）

第5条 県は、ふじのくに防災マイスター、ふじのくに地域防災指導員、ふじのくに災害ボランティアコーディネーター及びふじのくに防災士、並びにふじのくに防災フェロー（以下「名簿登載者」という。）の氏名及び連絡先を登載したふじのくに防災に関する知事認証認定者名簿（様式第7号）（以下「認定者名簿」という。）を作成し、管理する。

2 県は、認定者名簿登載者のうち同意がある者の認定情報を、認定者が居住する市町に提供することができる。

3 名簿登載者は、認定者名簿の登載事項に変更等が生じた場合は、「ふじのくに防災に関する知事認証認定者名簿変更依頼書（様式第8号）」により、速やかに危機情報課長宛てに提出する。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、危機情報課長が定める。

附則

- 1 この要領は平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以前に、地域防災指導員として市町の選任を受けている者であって、かつ、平成 23 年 3 月 31 日までに知事に申し出た者には、「ふじのくに地域防災指導員」として認定し、第 2 条第 2 号に規定する認定証を交付する。
- 3 この要領の施行の日以前に、県または静岡県ボランティア協会が実施した災害ボランティアコーディネーター養成講座を修了した者であって、かつ、平成 23 年 3 月 31 日までに知事に申し出た者には、「ふじのくに災害ボランティアコーディネーター」として認定し、第 2 条第 3 号に規定する認定証を交付する。
- 4 この要領の施行の日以前に、県が実施した静岡県防災士養成講座を修了した者であって、かつ、平成 23 年 3 月 31 日までに知事に申し出た者には、「ふじのくに防災士」として認定し、第 2 条第 4 号に規定する認定証を交付する。
- 5 改正した要領は平成 25 年 3 月 12 日から施行する。
- 6 改正した要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 改正した要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

分 野	国家資格またはこれに準ずる資格
医療・看護	医師、看護師、助産師、保健師、救急・救命士、その他危機情報課長が災害時に役立つと認める国家資格またはこれに準ずる資格
福 祉	介護福祉士、社会福祉士、保育士、その他危機情報課長が災害時に役立つと認める国家資格またはこれに準ずる資格
無 線	総合無線通信士、陸上特殊無線技士、その他危機情報課長が災害時に役立つと認める国家資格またはこれに準ずる資格
そ の 他	建築士、土地家屋調査士、技術士、特殊車両免許、通訳、自衛官、警察官、消防官、その他危機情報課長が災害時に役立つと認める国家資格またはこれに準ずる資格

(様式第1号) 縦5.5センチ×横9.0センチ

静岡県ふじのくに防災マイスター認定証	
第 号	
氏 名	
上記の者を、静岡県ふじのくに防災マイスターとして認定する。	
年 月 日	印
静岡県知事	

(様式第2号) 縦5.5センチ×横9.0センチ

静岡県ふじのくに地域防災指導員認定証	
	第 号
氏 名	
上記の者を、静岡県ふじのくに地域防災指導員として認定する。	
年 月 日	印
静岡県知事	

(様式第3号) 縦5.5センチ×横9.0センチ

静岡県ふじのくに災害ボランティアコーディネーター認定証	
	第 号
氏 名	
上記の者を、静岡県ふじのくに災害ボランティアコーディネーターとして認定する。	
年 月 日	印
静岡県知事	

(様式第4号) 縦5.5センチ×横9.0センチ

静岡県ふじのくに防災士認定証	
	第 号
氏 名	
上記の者を、静岡県ふじのくに防災士として認定する。	
年 月 日	印
静岡県知事	

(様式第5号) 縦5.5センチ×横9.0センチ

静岡県ふじのくに防災フェロー認定証

第 号

氏 名

上記の者を、静岡県ふじのくに防災フェローとして認定する。

年 月 日

印

静岡県知事

(様式第6号)

ふじのくに防災に関する知事認定証再交付申請書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所
氏 名

ふじのくに防災に関する知事認定証を（損傷、亡失）したので、次のとおり
ふじのくに防災に関する知事認定証の再交付を申請します。

認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
知事認定の種類	ふじのくに防災マイスター ふじのくに地域防災指導員 ふじのくに災害ボランティアコーディネーター ふじのくに防災士 ふじのくに防災フェロー
氏 名	

(注) 損傷の場合にあっては、その認定証を添付すること。

(様式第8号)

ふじのくに防災に関する知事認証認定者名簿変更依頼書

年 月 日

静岡県知事 様

認定番号
氏 名

ふじのくに防災に関する知事認証認定者名簿に登載した事項について、下記のとおり変更を依頼します。

記

登載事項	変更前	変更後
氏 名		
住 所		
電話番号		
Eメールアドレス		